

韓国知的財産ニュース 2017 年 5 月前期

(No. 342)

発行年月日：2017 年 5 月 19 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 弁理士法施行規則の一部改正令
- 1-2 弁理士法施行令の一部改正令の立法予告

関係機関の動き

- 2-1 2017 年の第 1 回、公共技術を移転するロードショーを開催
- 2-2 韓国知識財産学会、日中韓 IP カンファレンスを開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、日中韓デザインフォーラムを開催

その他一般

- 5-1 特許庁、特許文献の引用・被引用情報を提供
- 5-2 最近、VR・AR のブームが巻き起こった理由あった
- 5-3 技術開放により大企業と中小企業が同伴成長できるような協力生態系を構築
- 5-4 医療機器産業に関する特許出願が急増
- 5-5 サイドミラーのないミラーレスカー時代が迫っている

法律、制度関連

弁理士法施行規則の一部改正令(産業通商資源部令第 257 号)が 2017 年 5 月 11 日付で公布されましたので、お知らせします。

改正理由と主要内容

特許法人・特許法人(有限)の設立認可、又は定款変更の認可申請を受けた場合、10 日以内に認可可否等を申請人に通知し、その期間内に認可可否、又は処理期間の延長を通知しない場合は認可したとみなす内容に「弁理士法」が改正され、関連書式に認可の処理期間を反映する一方、

2016 年 7 月 28 日以前に弁理士試験に合格したか、「弁護士法」により弁護士資格を取得した人で実務修習を修了せずに弁理士資格を取得した人等も弁理士資格証を発給してもらえるように資格証の発給申請時に添付しなければならない書類から実務修習に関する書類は除外する等、現行制度の運営上に現れた一部の問題点を改善・補完するためである。

産業通商資源部令第 257 号

弁理士法施行規則の一部改正令を次のように公布する。

2017 年 5 月 11 日 産業通商資源部長官

弁理士法施行規則の一部改正令

弁理士法施行規則の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項 各号以外の部分中『弁理士法』(以下、「法」という)第 3 条を『弁理士法』(以下、「法」という)」とし、同項第 1 号各目以外の部分を次のようにする。

1. 発給してもらう場合。ただし、法律第 6225 号弁理士法の一部改正法律の附則第 3 項及び法律第 13843 号弁理士法の一部改正法律の附則第 3 条により、弁理士資格を取得した人はイ目に該当する事項だけ添付する。

別紙 第 1 号の書式中「同法の施行令第 2 条第 3 項」を「同法の施行令第 2 条」とする。

別紙 第 1 号の 2 書式を別紙のようにする。

別紙 第 9 号の書式の処理期間欄中「5 日」を「10 日」とする。

別紙 第 12 号の書式の処理期間欄中「5 日」を「10 日」とする。

附則

この規則は公布した日から施行する。

1-2 弁理士法施行令の一部改正令の立法予告

電子官報(2017.5.11)

弁理士法施行令の一部改正令（案）の立法予告がなされましたので、お知らせします。

産業通商資源部公告第 2017 - 252 号

「弁理士法施行令」の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聴取するために「行政手続法」第 41 条により次のように公告します。

2017 年 5 月 11 日 産業通商資源部長官

弁理士法施行令の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由

弁理士法第 4 条の 3 第 2 項により、第 2 次試験の一部科目が免除される人が第 2 次試験を受ける場合、産業財産権制度の基本である特許法を必須とし、弁理士試験合格者の公告位置を特許公報からインターネットホームページに変更する等一部の問題点を整備するためである。

2. 主要内容

イ. 弁理士第 2 次試験の一部免除者の受験科目の調整（案 第 3 条第 4 項、第 4 条第 3 項、別表 1）

弁理士法第 4 条の 3 第 2 項により第 2 次試験の一部科目が免除される人は特許法を含め 2 つの科目を受けることにする。

ロ. その他の問題点の整備（案 第 4 条第 2 項・第 4 項、第 5 条第 4 項、第 16 条の 5 第 2 項、第 22 条の 2 第 3 項）

弁理士試験合格者及び懲戒議決の結果を公告する位置を特許公報からインターネットホームページに変更し、弁理士法の改正による引用条項の変更事項等を反映する。

3. 意見提出

この改正案に対し意見がある機関・団体及び個人は 2017 年 6 月 20 日までに統合立法予告センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の内容を記載した意見書を特許庁長（参照：産業財産人材課長）宛てにご提出ください。

イ. 予告事項に対する賛否（反対の場合はその理由を明記）

ロ. 氏名（機関・団体の場合、その名称と代表者の氏名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

- 一般郵便：(〒) 35208 大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟
- 電子郵便：9921292@korea.kr
- ファックス：042 - 472 - 3421

4. その他

改正案に対する詳細は特許庁産業財産人材課（電話 042 - 481 - 5187、ファックス 042 - 472 - 3421）までにお問い合わせを。

関係機関の動き

2-1 2017 年の第 1 回、公共技術を移転するロードショーを開催

韓国特許庁(2017. 5. 11)

産業通商資源部、国土交通部、中小企業庁、特許庁は 5 月 12 日、ソウル端草区にあるザ・ケイホテルで「第 1 回、部処の垣根を越えた公共技術移転ロードショー（以下、ロードショー）」を開催する。

このロードショーには特許庁次長、中小企業庁生産技術局長などの政府関係者や大学・研究機関の研究者、中小・中堅企業の代表など約 200 人が出席する見通しだ。

政府はロードショーを通じ、公共研究機関が政府の R&D 予算で開発した新技術が死蔵される問題を解消し、第 4 次産業革命時代を迎え、中小・中堅企業が技術革新および新成長エンジンを発掘できるような新技術による事業化モデルの拡大を目指す。

産業部・国土部・中企庁・特許庁の 4 つの部処は、技術の発掘から移転・事業化までの全周期を支援する仕組みをつくり、優秀な公共技術が中小・中堅企業の成長のための踏み台になれるよう協力する。

昨年は 2 回にわたってロードショーを開催し、優秀な公共技術 2,031 件を発掘し、計 191 の企業とマッチングを行った。また、93 件の技術移転意向書が締結された。そのうち、10 の中小企業は産業部の商用化 R&D 資金（計 33 億 7,000 万ウォン）の支援を受け、事業化に拍車をかけている。

ブガンテク社は公共技術の移転を受けて事業化に成功した。同社は環境企業で韓国機械

研究院 (KIMM) から「産業廃水を浄化するための水処理装置」技術の移転を受けた。その上、産業部の後続 R&D 支援で韓国における廃水処理企業の先頭に立った。また、韓国国内市場にとどまらず、米国やベトナムに現地法人を設立し、アジア、北米、中南米市場に進出している。

A2U 情報通信社は無線通信チップを開発する専門メーカーで、韓国電子通信研究院 (ETRI) から長距離無線通信技術の移転を受け、モノのインターネット用の低電力長距離通信チップセットを開発・発売した。今後、この製品はスマートホームサービスや無線遠隔検針、火災監視など、さまざまなモノのインターネットサービスに活用される見通しだ。

今回のロードショーで公共研究機関から計 462 件の優秀技術を発掘して企業に提供した結果、26 の企業が 29 件の技術に関し移転相談を申し込んだ。

技術移転の相談以外にも公共技術の移転を受けた企業の成功例の発表をはじめ、政府部処による後続商用化に向けた支援事業の紹介、企業・公共研・技術仲介者・投資家間の技術交流会、投資誘致に関する説明会など、さまざまなプログラムを提供する。

政府はロードショー以降、公共技術の移転を受けた中小企業に産業部・国土部・特許庁が所管する後続商用化に向けた支援事業を連携する。また、今年は韓国産業団地公団による「生産技術事業化・技術移転活性化事業」も追加し、商用化に向けた連携支援を強化する。

政府は、優秀な公共技術が中小・中堅企業へと円滑に移転できるように「公共技術移転ロードショー」を部処の垣根を越えた共同の技術マーケティングのプラットフォームに育成する予定だ。

政府関係者は「優秀な公共技術が中小・中堅企業の技術革新を加速させ、韓国企業が第 4 次産業革命に積極的に対応し、これにより国家競争力の強化に貢献できるように関係部処および関係機関間の協力をさらに拡大していく」と強調した。

2-2 韓国知識財産学会、日中韓 IP カンファレンスを開催

電子新聞(2017. 5. 15)

韓国知識財産学会は 5 月 15 日、5 月 17 日から 18 日まで 2 日間国際知的財産権 (IP) および産業セキュリティに関するカンファレンスを開催すると発表した。カンファレンスのテーマは「第 4 次産業革命における勝者の条件、知的財産中心の経済」である。

2011 年から日中韓各国の IP 分野における代表的な学術研究団体である韓国知識財産学会、日本知財学会、中国知識産権研究会が毎年共同でカンファレンスを開催している。特に、知的財産中心の経済が活発に議論される今年のカンファレンスには、3 カ国における知財権関連の政府機関、産業界および学界の専門家が出席し、各国の第 4 次産業革命における知的財産戦略および協力策を議論する予定だ。

17 日には「韓国経済の新たな成長エンジンは知的財産」をテーマに第 4 次産業革命における知的財産戦略とセキュリティについて議論する。18 日には「知的財産の独占と反独占」をテーマに 1. 経済的な競争秩序の維持に向けた競争規範、2. 特許に付与する独占権の意義と限界、3. クアルコム事件の展開・展望の順で発表する。第 4 次産業革命時代を迎える中、知財大国の実現に向けた戦略と発展策などに対する国内外の専門家の意見を聞くことができる。

カンファレンスには国内外の知的専門家が多数出席する見通しだ。韓国知識財産学会会長の歓迎の辞をはじめ、自由韓国党議員、共に民主党議員、日本知的学会事務局長が祝辞を述べる。また、ソウル大学の教授、日本の弁護士、中国の弁護士と教授以外にも関連専門家がテーマ発表と討論に参加する。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、日中韓デザインフォーラムを開催

韓国特許庁(2017. 5. 10)

韓国特許庁は中国特許庁、日本特許庁と共同で 5 月 16 日、午前 9 時からソウル韓国科学技術会館（12 階）の SC コンベンションセンターで「日中韓デザインフォーラム」を開催すると発表した。

今年で 8 回目を迎える「日中韓デザインフォーラム」は韓国特許庁、中国特許庁、日本特許庁の専門家がデザイン保護に関する主な懸案事項とその解決策を議論するために結成され、毎年 3 カ国で交互に開催されている。2015 年には東京で、2016 年には北京で開かれた。

今年のデザインフォーラムは「キャラクターデザインの保護 (Legal Protection of Character Design)」と題して開催される。フォーラムでは3カ国におけるキャラクター業界の現状を診断し、代案を模索する一方、キャラクターの法的保護のためにデザイナーなどが熟知しておくべき知的財産権に関する情報を紹介する予定だ。

主な内容としては

1. 知財権によるキャラクターデザインの保護
2. 中国の漫画イメージデザインの保護および日本のキャラクターの法的保護
3. 企業が受けたキャラクターIPの侵害と対応例
4. 中国のキャラクター産業と知財権の流通および利用実態
5. 日本のアニメの海外進出

などがあり、各分野の専門家の主題発表と討議が行われる。

今回のフォーラムはすべて同時通訳で行われ、参加者の疑問を解消するために現場で質疑応答の時間も設ける。デザイナーや企業の知財権担当者、弁理士など、キャラクターデザインの保護に興味がある人なら誰でも特許庁のホームページ (www.kipo.go.kr) で無料で参加申し込みが可能だ。

特許庁商標デザイン審査局長は「第4次産業革命時代を迎え、機械に代替できない人間ならではの創造活動、特にキャラクターデザインのような文化産業は、未来にその価値がさらに上がる」とし「今回のフォーラムでキャラクターデザインの権利保護に対する認識が広範囲に広がり、健全な創作活動づくりに役立つことを望む」と述べた。

その他一般

5-1 特許庁、特許文献の引用・被引用情報を提供

韓国特許庁(2017.5.1)

韓国特許庁は特許技術間の関連性を分析しやすくするために国民向け無料知的財産検索サービス、キプリス (KIPRIS) (*) で特許文献の引用情報と被引用情報のサービス提供の範囲を拡大すると発表した。

*キプリス (KIPRIS) : 特許庁が保有する国内外の知的財産権に関する情報を誰もが無料で検索および閲覧できる知的財産情報検索サービス (www.kipris.or.kr)

今回キプリスでの引用・被引用情報は審査官が審査過程で意見提出通知書に実際に引用した特許文献を活用して提供される。

出願件別に詳細情報を見ることで引用・被引用情報を統合的に確認でき、引用・被引用文献の原文も簡単に確認できるようにし、利用者の利便性を高めた。

従来にサービスしている意見提出通知書のリアルタイムで閲覧する機能に連携して利用する場合、審査官が審査過程で提示した特許文献間の技術関係が把握できるため、特許技術の関連性の分析に役立つと期待される。

また、核心特許のトレンド分析が容易にできるように被引用回数が多い特許文献の順で検索結果を示し、検索結果に表示される特許文献の被引用回数と引用された特許文献のリスト（出願番号、出願日付、発明の名称、IPC 提供）および特許文献別に原文を確認できるサービスを追加で提供する。

特許庁は被引用情報を政府の R&D に関する特許成果管理システム（*）とも共有し、国の R&D に関する特許出願が他の特許文献にどの程度引用されたかを国民が簡単に把握できるようにする予定だ。

*政府の R&D に関する特許成果管理システム：政府の R&D に関する特許成果の現状、特許成果の検索および統計情報などさまざまな政府の R&D に関する特許成果情報を提供するシステム (www.ripis.or.kr)

特許庁情報管理課長は「これからも特許庁は価値のある特許情報を発掘し、国民と企業がより便利に特許情報に接し、活用できるように持続的に取り組んでいきたい」と述べた。

5-2 最近、VR・AR のブームが巻き起こった理由あった

韓国特許庁(2017. 5. 4)

韓国特許庁によると、仮想現実 (VR) と拡張現実 (AR) のコア技術に関する国際特許はこの 10 年間で世界的に 3, 111 件が出願公開されており、これは 2007 年 110 件から 2016 年 716 件へと年平均 23. 1% 増加したのだ。特に注目すべきは、2016 年には前年比 43. 2% 増加したことだ。

VR・AR の主要技術別の出願公開件数は、「コンテンツの生成・著作技術」が 1, 237 件

(39.8%)、「デバイス・ディスプレイ技術」が 611 件 (19.7%)、「インタラクショナル技術」が 577 件 (18.5%)、「プラットフォーム技術」が 390 件 (12.5%)、「客体追跡・センサー技術」が 296 件 (9.5%) だった。

出願人別に見ると、VR 技術ではマイクロソフトやグーグル、アイ・ビー・エム、インテルなどの米国企業と、ソニーやブラザー工業、コナミなどの日本企業による出願が多かった。韓国企業ではサムスン電子と LG 電子が上位 10 の出願企業に含まれた。

AR 技術ではマイクロソフトやクアルコム、インテル、エンパイアテクノロジー、マジックリープ、ダクリなどの米国企業と、サムスン電子、LG 電子の韓国企業、ソニーの日本企業が上位 10 の出願企業に含まれた。

上位 10 社には含まれなかったが、VR 技術では BAE システムズ (英国)、ファーウェイ (中国)、マジックリープ、オキュラス (米国) などの出願が、AR 技術では BAE システムズ、ファーウェイ、ZTE (中国) などの出願が目立った。また、VR 技術に関する出願件数 2,073 件のうち 1,467 件 (70.8%) と、AR 技術に関する出願件数 1,038 件のうち 666 件 (64.1%) は小規模のスタートアップや研究所、学校などによる出願であることに注目すべきだ。

出願申請件数を特許庁別に見ると、米国特許庁が 1,715 件 (55.1%) と最も多く、次いで日本特許庁 438 件 (14.1%)、その他 377 件 (12.1%)、韓国特許庁 338 件 (10.9%)、中国特許庁 127 件 (4.1%)、欧州特許庁 116 件 (3.7%) の順だった。

特に VR・AR 技術分野の PCT 国際特許出願で優先権の主張を伴った出願が多かった。計 3,111 件の出願のうち、2,852 件 (91.7%) が優先権制度を活用して出願されたが、これは第 1 国に出願した以降、12 カ月間の猶予期間を経て PCT 国際特許出願ができる優先権制度を積極的に活用した結果とみられる。

特許庁特許審査企画局長は「VR・AR に関する技術の開発とともに知的財産権の確保が非常に重要だ」とし「そのために優先権制度の活用と PCT 国際特許出願といった有用な制度を有効に活躍できるように積極的に協力する」と述べた。

5-3 技術開放により大企業と中小企業が同伴成長できるような協力生態系を構築

韓国産業通商資源部 (2017.5.4)

韓国産業通商資源部は 4 月 28 日 (金曜) 良才洞にあるエルタワーで「ポスコによる技術開放業務協約および技術移転式」を開催した。

技術開放は大企業・公共研などが保有する優秀・未活用技術を必要とする中小・中堅企業に無料で開放し、新たなビジネスを生む機会を提供する「休眠特許を活用したオープンイノベーション」だ。

この行事でポスコの開放技術 83 件を 24 の中小企業に無償移転し、大企業と中小企業が同伴成長できるような協力生態系を構築していく予定だ。

ポスコによる開放技術移転式の概要は次のとおりだ。

1. 日付と場所：2017 年 4 月 28 日（金曜）14 時～16 時、良オエルタワー（グレースホール、6 階）
2. 参加者：産業通商資源部産業技術政策局長、ポスコ専務、韓国産業技術振興院院長、中小・中堅企業の代表および役員約 50 人など
3. 主要行事：技術開放の持続的な拡散に向けた産業部 - ポスコ - KIAT（韓国産業技術振興院）の MOU 締結、ポスコによる技術開放の無償技術移転式、企業懇談会

ポスコはこの行事のためにロボットや設備、鉄鋼、素材に関する 300 件の技術を中小企業に開放しており（2017 年 2 月）、説明会・需要発掘・評価などの手続きを経て 24 社に 83 件の技術を無償で移転（移転方式：通常実施権の許与）した。

技術移転を受ける企業は技術力、推進意志、具体的な活用計画を認められ選ばれた。移転された技術は特許の存続期間が切れるまで最長 17.7 年間（平均 13.5 年間）無料で使用できる。

産業部（総括）、産業技術振興院（制度運営）、ポスコ（技術提供）は「技術開放の拡散に向けた業務協約」により、持続的な大企業・中小企業間の技術移転および中小企業の事業化の支援に向けた協力体系を構築する。

また「技術移転を受けた企業との懇談会」を通じ、技術移転・事業化を活性化させる方策と中小企業の事業化における現場での悩み事を聞き、実質的な協力策を模索した。

技術開放の拡散による業務協約の主要内容は次のとおりだ。

1. 「産業部」はポスコが提供する特許が中小・中堅企業へと円滑に移転されるように支援政策を行う。
2. 「KIAT」は技術開放の運営デスクで、技術移転を受ける企業を発掘・推薦し、事業化の支援に向けて力を入れる。
3. 「ポスコ」は有望な事業化を対象に未活用技術を発掘し、無償の通常実施権の許与な

どを実施する。

産業技術政策官は激励のお言葉で「眠る特許を起こすことは、限られた資源を活用して企業と国家の競争力を高める方法の一つであり、技術開放が企業成長のためのポジティブサム (Positive-sum) 戦略になることを期待する」とし、「技術開放で移転された技術が事業化につながるようさまざまな後続支援プログラム(*)を持続的に拡大していく」と述べた。

*現在は R&D の再発見 (後続商用化の開発)、技術事業化のバウチャー (事業化に関するコンサルティング)、低利融資の支援を行っている。

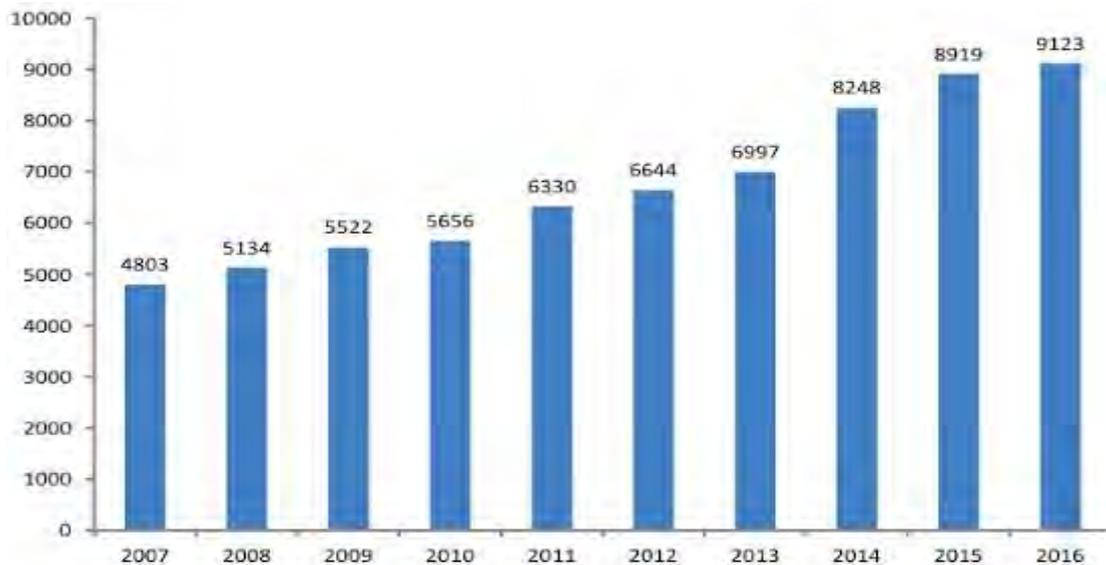
一方で、産業部は技術開放以外にも未活用技術の移転活性化に向け、「技術寄付採納」を公告・推進しており、企業・研究所・大学などが保有する未活用の優秀技術を国に寄付採納してもらい統合管理し、需要発掘により必要とする中小企業に移転する予定だ。

*寄付採納に関する公告は産業通商資源部のホームページ (www.motie.go.kr) で確認できる。

5-4 医療機器産業に関する特許出願が急増

電子新聞(2017. 5. 7)

韓国特許庁によると、この 10 年間 (2007~2016 年) 医療機器分野に関する特許出願件数が毎年、着実に増加していることが分かった。医療機器に関する特許出願件数は計 6 万 7,376 件と、年平均 7.4%増加してきた。韓国国内における特許出願の平均増加率 (1.3%) を大きく上回る。



医療機器に関する特許出願件数 (2007~2016) 資料：韓国特許庁

出願人別に見ると、サムスン電子が計 1,964 件と 1 位となっている。2 位のサムスンメディスンは 956 件と、サムスン電子はサムスンメディスンと倍以上の差をつけた。次いでソウル大学産学協力団 (663 件)、延世大学産学協力団 (657 件) の順だった。

多出願の上位 10 位のうち、7 つの機関が大学と公共研究機関だ。韓国国内における出願比率を見ると、個人出願 (26.1%) の割合が最も高く、次いで中小企業 (22.2%)、大学・公共研 (18.1%) の順だった。大企業は 5.6%にとどまった。

特許庁は医療機器に関する特許を国際特許分類 (IPC) に基づき、14 の中分類と 80 の小分類に分けた。技術別に見ると、中分類での出願件数は医療用品 1 万 533 件、手術治療 8,711 件、生体計測 6,888 件の順となっている。

しかし、身体部位や身体活動を測定する「生体計測」技術は医療用品や手術治療より急増加している分野だ。昨年の生体計測に関する出願件数は 1,369 件と最も多く、毎年 16.1%ずつ増加している。

小分類では大学・公共研による出願件数の増加が追い風となり、体成分測定器、ウェアラブル測定器を含めた「生体診断」分野が最も高い伸びとなった。他にも身体に挿入するカテーテルや薬物注入器など「媒体導入器」分野で中小企業と個人の出願が目立った。

特許庁医療機器審査チーム長は「医療機器に関する特許出願の動向情報は医療機器分野にかかわる中小企業の研究開発 (R&D) への投資決定や技術取引の推進に実質的に役立つ

つだろう」とし「特許を活用しやすくするために必要な情報を持続的に提供する」と述べた。

5-5 サイドミラーのないミラーレスカー時代が迫っている

韓国特許庁(2017.5.15)

韓国特許庁によると、韓国国内における車両視界（視野確保）装置に関する特許出願件数は2013年までは毎年減少していたが、ここ3年間はカメラ技術を利用した視界装置に関する出願件数が年平均55件増加し、全体の出願件数が増加したことが分かった。

年度別の出願件数を見ると、2014年52件、2015年66件、2016年48件と、2013年を起点にカメラ技術を利用した視界装置に関する出願件数が増加した。

カメラ技術を利用した視界装置に関する出願件数(2007～2016年)を出願人別に見ると、大企業144件(28%)、個人110件(22%)、中堅企業75件(15%)、中小企業75件(15%)、大学・研究機関など44件(9%)、外国人58件(11%)であった。

出願メーカー別の出願件数を見ると、現代自動車51件、現代モータース41件、エスエル21件、LGイノテック17件、サムスン電気13件、LG電子12件の順であった。

最近、カメラ技術を利用した視界装置に関する出願件数が増えた背景には、先端カメラ・ディスプレイおよびIT技術を早期に車両に融合したや自動車メーカーだけでなく、ITメーカーまでが車両用カメラと映像処理技術を確保するために激しく競争していることがある。

また、自動車に関する国際安全基準を実質的に決定する国連自動車基準調和世界フォーラム(UNECE/WP29)が、カメラとモニターでミラーレベルの映像を提供すれば、サイドミラーの設置義務を廃止できるよう既に安全基準を緩和したことも背景にある。

実際、日本も2016年にミラーレス車両の道路走行を合法化した。こうした国際的な傾向に合わせ、韓国も今年1月にミラータイプのサイドミラーをカメラモニターシステムで代替できるように自動車に関する規則を改正(*)した。これは国内外における車両の安全基準をめぐる環境変化によるものとみられる。

*「自動車および自動車部品の性能と基準に関する規則」改正(2017年1月9日に一部改正)

カメラ技術を利用した視界装置出願の技術分野は、従来のミラー装置の補助・支援技術（死角地帯の解消）、カメラ制御技術（車両機器との連動制御など）、映像ディスプレイ技術（映像合成、表示など）、障害物の認識・警報技術、従来のミラー装置の代替技術に大きく分けられる。

こうしたカメラを利用した技術を車両に多数取り入れたのが、最近関心を集めている「ミラーレスカー」といえ、完成車業界はミラーレス技術を適用したさまざまなコンセプトカーをお披露目している。

サイドミラーをカメラモニターシステムで代替したミラーレスカーのメリットは、これまで約 100 年間、運転者が後方を確認する時に使ってきたミラー（鏡）がなくなること、1. 風切音の減少に伴い静かな運転が可能になる、2. 空気抵抗の減少に伴い燃費効率が高まる、3. 視野角が拡大し、死角地帯を最小限にすることができるため、事故発生を有効に防止できることである。

特許庁自動車審査課長は「ミラーレスカーにはメリットも多いが、カメラに雨水などの異物がついた場合は視野確保が困難になり、電気部品の増加により故障率が上がるなどのデメリットもあるだけに、カメラモニターシステムの安全性や耐久性の確保が大衆化のカギとなる」とし「こうした課題を解決するための特許出願は続くだろう」と見込んだ。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム